地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月9日

飯塚市監査委員 篠 﨑 充 俊 飯塚市監査委員 城 丸 秀 髙

1 監査の実施期間

令和2年4月6日(月)から令和2年6月3日(水)まで

2 監査の対象部課等

行政経営部 (総合政策課、財政課、財産活用課)

3 監査の対象及び範囲

行政経営部(総合政策課、財政課、財産活用課)の所管業務のうち、主として 前回の定期監査実施基準日の翌日から令和2年2月までの財務等に関する事務事 業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、 適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せ て行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われている

か。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり2件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者 に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

総合政策課

指摘事項なし

財政課

指摘事項なし

財産活用課

1 証明手数料の徴収について(局長指摘事項)

飯塚市手数料条例第4条によれば「手数料は、事務執行の請求を受けたとき徴収する。」と規定されている。

しかしながら、自動車の保管場所確認に関する土地所有証明書の交付手数料を、 事務執行の請求を受けた際ではなく、証明書を発行する際に徴収していた。

今後、関係規程に従い、適正に事務処理を行うこと。

2 普通財産にかかる貸付について(局長指摘事項)

(1)契約について

普通財産の貸付に係る事務について、貸付契約の締結がなされていないにもかかわらず貸付料が納入されているもの、貸付の事実があるにもかかわらず貸付料の請求が行われていないもの、借受者の死亡により取扱いが未処理となっているものが確認された。

担当者への聴取によれば、それぞれ交渉は行っているが契約締結に至っていないとのことであった。

契約の締結については、時期を逃すことによって権利問題、原状回復にかかる 事務量が増加し、処理が困難、複雑となること、貸付料の納付が滞留し債権管理 に支障を来すことが考えられるとともに、適正に納付している借受者との公平性 を欠くことから、直ちに契約の締結を行い問題の解決に努めること。

また、借受者の死亡により契約の更新が不可能な場合は、連帯保証人に対し交渉を行うなど、事態の解決に向け法的措置も視野に入れ対応すること。

(2)貸付台帳の整備の徹底について

飯塚市公有財産管理規則第 29 条によれば「普通財産を貸し付けたときは、その 財産を明確にするため、貸付台帳を作成し、物件、所在、面積、借受人、用途、 貸付期間、貸付料、特約事項、補修状況等必要な事項を記載し、関係図面を添付しておかなければならない。」と規定している。

現在、貸付台帳は紙媒体にて整備されており、貸付開始から現在までの状況が記載されているが、一部の貸付台帳において、内容の修正及び更新がなされていないもの、貸付の根拠となる貸付申請書等が添付されていないもの、貸付者が払下げを希望した後の対応や滞納者に対する債権管理の記録が残されていないものが散見された。

貸付台帳については随時更新するとともに、紙媒体の管理では事務が煩雑となっている現状が見受けられることから、様式の改善及び電子媒体による管理等、 的確かつ効率的な事務処理方法について検討すること。

なお、普通財産の貸付にかかる事務は、例年の貸付管理に加え、3年毎に契約の更新及び貸付料の改定に伴い事務量の増加が見込まれることから、年度毎の事務内容に応じた処理計画を立て、実効性のあるマニュアルを作成するとともに、契約が形骸化することのないよう確認を徹底し、公有財産は市民から負託を受けた大切な財産であることを念頭に、効果的かつ適切な管理を行うことができる組織的な体制を構築すること。